

## 平成 25 年度坂井市人事行政の運営等の状況

坂井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき、平成 25 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

※一部、平成 26 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

### 第 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

競争試験採用					
職 種	申込者数	受験者数	合格者数	倍率	採用者数
事 務	329 人	270 人	24 人	11.3	21 人
土 木	5 人	4 人	2 人	2.0	2 人
建 築	13 人	10 人	2 人	5.0	2 人
保 育 士	59 人	55 人	12 人	4.6	12 人
看 護 師	3 人	3 人	3 人	1.0	3 人
栄 養 士	20 人	17 人	2 人	8.5	2 人
社会福祉士	9 人	7 人	2 人	3.5	2 人

#### (2) 職員の退職の状況（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	合 計
人 数	26 人	10 人	28 人	1 人	65 人

#### (3) 職員数の状況

##### ① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分	部 門	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 25 年	平成 26 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	退職者不補充による一時的な減 業務量見直しによる増 幼保一元化計画推進による減 退職者不補充による減 一時的な重複配置による増
	総 務	136	131	△ 5	
	税 務	40	41	1	
	民 生	261	258	△ 3	
	衛 生	37	36	△ 1	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	38	38	0	
	商 工	9	10	1	
土 木	25	25	0		
	小 計	554	547	△ 7	
特 行 部 別 政 門	教 育	152	146	△ 6	幼稚園休・廃園による減
	小 計	152	146	△ 6	
公 会 営 計 企 業 等 部 門	病 院	105	100	△ 5	医師・看護師の退職による減
	水 道	13	13	0	一時的な重複配置による増
	下 水 道	17	18	1	
	そ の 他	12	12	0	
	小 計	147	143	△ 4	
合 計		853 〔1,070〕	836 〔1,070〕	△ 17	

※ 1. 職員数は、一般職に属する職員数(教育長含む)で、総務省の地方公共団体定員管理調査報告値です。

2. [ ] 内は、条例に定める定数の合計です。

② 職員数の推移（各年4月1日現在）

会計	部門	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
普通 会計	一般行政	609	593	587	576	564	554	547
	保育士	180	180	179	178	177	174	174
	上記以外	429	413	408	398	387	380	373
	教 育	200	186	178	155	152	152	146
	幼稚園教諭	37	35	35	31	27	27	23
	上記以外	163	151	143	124	125	125	123
	計	809	779	765	731	716	706	693
	保育士・幼稚園教諭 上記以外	217	215	214	209	204	201	197
公 営 企業等 会計	病 院	106	105	100	108	106	105	100
	水 道	12	12	12	11	11	13	13
	下 水 道	20	20	19	20	19	17	18
	その他（国保等）	9	12	12	12	12	12	12
	計	147	149	143	151	148	147	143
総 合 計		956	928	908	882	864	853	836

③ 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
職員数 (人)	男	0	8	38	20	20	30	48	36	30	37	64	3	334
	女	2	23	45	50	41	61	62	51	41	60	66	0	502
	計	2	31	83	70	61	91	110	87	71	97	130	3	836
構成比 (%)	男	-	2.4	11.4	6.0	6.0	9.0	14.3	10.8	9.0	11.1	19.1	0.9	100
	女	0.4	4.6	9.0	10.0	8.2	12.1	12.3	10.2	8.2	11.9	13.1	-	100
	計	0.2	3.7	9.9	8.4	7.3	10.9	13.2	10.4	8.5	11.6	15.5	0.4	100

## 第2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況

平成 25 年度の普通会計決算における人件費の状況

住民基本台帳人口 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
93,818 人	35,715,916 千円	1,096,659 千円	5,405,288 千円	15.1

※人件費には、特別職給与、職員給与、各委員等報酬、議員報酬などを含んでいます。

### (2) 職員給与費の状況

平成 25 年度の普通会計決算における職員給与費の状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
705 人	2,428,461 千円	298,532 千円	882,518 千円	3,609,511 千円

※職員手当には、退職手当を含んでいません。

※職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です。

### (3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等

平成 25 年 4 月 1 日現在における職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

#### ① 一般行政職

	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均給料月額
坂井市	44.1 歳	382,672 円	358,428 円	332,200 円
国	43.1 歳	—	376,257 円	307,220 円

#### ② 技能労務職

	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均給料月額
坂井市	49.0 歳	273,908 円	267,525 円	264,000 円
国	49.9 歳	—	309,534 円	272,119 円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

国の数値は、給料減額特例措置後の額です。

### (4) 職員の初任給の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		坂 井 市
一般行政職	大 学 卒	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円
	中 学 卒	137,200 円

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	239,975 円	291,520 円	344,350 円
	高 校 卒	—	251,200 円	299,100 円
技能労務職	高 校 卒	190,800 円	210,100 円	261,250 円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査技師	課長補佐主任	参事課長補佐	課長参事	次長	部長	
職員数	156人	58人	156人	187人	54人	28人	8人	15人	662人
構成比	23.6%	8.8%	23.6%	28.2%	8.1%	4.2%	1.2%	2.3%	100%

※坂井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務階級名です。

(7) 職員手当等の状況

① 期末・勤勉手当（平成25年度支給割合）

区分	坂井市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
計	2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
加算措置	職務の級による加算措置有		職務の級による加算措置有	

② 退職手当（平成26年4月1日現在）

区分	坂井市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・退職時特別昇給なし		・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	7,232千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	44,368円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	25.4%
手当の種類（手当数）	4

④ 特殊勤務手当の種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者を救護や、感染症の病原体の付着した物件の処理作業	日額300円
放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事した職員	診療エックス線技師又はその助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額300円
深夜看護手当	深夜看護に従事した職員	午後3時から深夜にかけて、又は深夜から午前7時までの病棟勤務	1回3,300円
保育業務手当	保育所、幼稚園及び保育園に勤務する職員	児童の保育業務	月額4,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成 25 年度決算）	121,622 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	207 千円

⑥ その他の手当

手当名	内 容	国の制度と比較						
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000 円</li> <li>・ 配偶者以外 1 人につき 6,500 円                      (職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について、11,000 円)                      (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算)</li> </ul>	国と同じ						
住居手当	賃貸住宅の場合、家賃が 12,000 円を超える場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃月額 23,000 円以下 → 家賃額 - 12,000 円</li> <li>・ 家賃月額 23,000 円を超え 55,000 円未満                      (家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円</li> <li>・ 家賃月額 55,000 円以上 → 27,000 円</li> </ul>	国と同じ						
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具等を利用している職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額 55,000 円/月を限度 (6 箇月定期相当額) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗用車等を使用する場合 (片道 2km 以上の場合)                      距離数に応じて支給 (2,000 円から 24,500 円まで)</li> </ul>	国と同じ						
管理職手当	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">部長 77,700 円</td> <td style="width: 50%;">課長 58,000 円</td> </tr> <tr> <td>次長 69,800 円</td> <td>参事 43,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育所(幼保園)長 30,000 円</td> </tr> </table>	部長 77,700 円	課長 58,000 円	次長 69,800 円	参事 43,200 円		保育所(幼保園)長 30,000 円	国と同じ
部長 77,700 円	課長 58,000 円							
次長 69,800 円	参事 43,200 円							
	保育所(幼保園)長 30,000 円							

※管理職手当において、課長級以上の職にあつては、表記金額から 1.5%をカットして支給しています。

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当	
給 料	市 長	950,000 円	(平成 25 年度支給割合) 6 月期 1.40 ヶ月 <u>12 月期 1.55 ヶ月</u> 合計 2.95 ヶ月	
	副市長	780,000 円		
報 酬	議 長	490,000 円		
	副議長	420,000 円		
	議 員	400,000 円		

### 第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 平成25年度における職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00

※公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

#### 休暇、休業制度の状況

職員の主な休暇、休業制度は次のとおりです。

種類	期間等	備考	
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 1暦年において20日以内(20日を限度に繰越可)	平成25年度の取得状況 平均7.8日/人	
病欠休暇	結核性疾患により長期療養の場合→1年以内 負傷又は上記以外の疾病により療養する場合→90日以内		
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	それぞれの休暇に応じた日数・時間	
主な特別休暇	子の看護等休暇	小学校就学前の子の看護をする場合	1暦年5日以内
	産前休暇	出産予定日の8週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は14週間)	8週間
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間	8週間
	結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する5日以内
	出産補助休暇	配偶者の出産の付添い等をする場合 (入院から出産後2週間までの期間内)	2日以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等	連続する3日以内
	ボランティア休暇	職員が社会貢献活動を行う場合	1暦年5日以内
介護休暇	規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合→連続する6月以内	平成25年度の取得状況 2人	
育児休業	養育する子が3歳までに達する日まで取得が可能	平成25年度の取得状況 男性職員0人 女性職員41人 (内新規取得者25人)	
部分休業	養育する子が3歳までに達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	平成25年度の取得状況 0人	

※年次休暇については、平成25年1月1日から平成25年12月31日の取得状況です。

## 第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成 25 年度の分限処分の状況は次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給
処分者数	0 人	0 人	11 人	0 人

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分のことです。

平成 25 年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人

## 第5 職員のサービスの状況

### (1) サービス遵守の概要

地方公務員法（以下（法）という。）第 30 条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

さらに、職員には次のような義務、禁止及び制限などサービス上の強い制約が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- 信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- 秘密を守る義務（法第 34 条）
- 職務に専念する義務（法第 35 条）
- 政治的行為の制限（法第 36 条）
- 争議行為等の禁止（法第 37 条）
- 営利企業等の従事制限（法第 38 条）

### (2) 職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第 35 条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合において、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 25 年度の職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区 分	免除件数	免除事由
平成 25 年度	26 件	研修を受ける場合等

### (3) 営利企業等従事許可の状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第 38 条）とされています。

平成 25 年度の営利企業等従事許可（兼職承認含む）の状況は次のとおりです。

区 分	許可件数	従事内容
平成 25 年度	26 件	区長・農家組合長等

## 第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

地方公務員法第 39 条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされています。職員の資質の向上と社会情勢の急激な変化や多様化する住民ニーズに対応するため、各種研修に参加させています。

平成 25 年度に実施した研修は次のとおりです。

#### ① 庁内研修（坂井市独自）

研 修 名 (テーマ)	内 容	受講者数
人事評価制度について (新任管理職員対象)	人事評価制度の構築・運用に向けて、この制度の目的を正しく理解し重要性を認識し、人事管理能力の向上を図りました。	35 人
人事評価制度について (保育士・幼稚園教諭等)	人事評価制度の構築・運用に向けて、この制度の目的を正しく理解し重要性を認識し、職員の意識改革と資質向上を図りました。	176 人
危機管理研修	自治体に災害、殊に人災が発生した際の具体的な対処法を学ぶ機会を設けることで、管理職の危機管理意識の向上を図りました。	参事級以上 75 人
新幹線開業のインパクトを生かしたまちづくり研修	北陸新幹線の概要と県全体へのインパクトを整理し、駅のない坂井市のまちづくりの方向性について意識付けを図りました。	課長補佐級 以上 126 人
シティセールス研修	シティセールス先進地の自治体職員を講師に招き、シティプロモーションの概念及び戦略的な手法の習得を図りました。	224 人
新規採用職員研修	職員としての意欲と意識の向上のため、同僚との意見交換により問題意識の共有を図りました。	14 人
新規採用予定者研修	坂井市職員としての心構えや職務に必要な基礎知識・技能の習得を図りました。	41 人

#### ② 委託研修（福井県自治研修所）

研 修 名	内 容	受講者数
新規採用職員研修(事務職) (前期・後期)	新規に採用された職員を対象	13 人
新規採用職員研修(保育職)	新規に採用された職員を対象	13 人
新規採用職員研修(看護職)	新規に採用された職員を対象	4 人
ステップ 1 研修	平成 25 年 4 月 1 日現在 25 歳の職員を対象	10 人
ステップ 2 研修	平成 25 年 4 月 1 日現在 30 歳の職員を対象	8 人
ステップ 3 研修	平成 25 年 4 月 1 日現在 35 歳の職員を対象	10 人
ステップ 4 研修	平成 25 年 4 月 1 日現在 40 歳の職員を対象	26 人
新任課長補佐級研修	新たに課長補佐級に昇任した職員を対象	17 人
管理職員研修	新たに参事に昇任した職員を対象	10 人
課長級職員研修	新たに課長に昇任した職員を対象	14 人
パワーアップ研修	民法(基礎)、民法(債権)、政策法務、わかりやすい資料作成技法、行政法、ファシリテーション、プレゼンテーション、地方公会計と財務諸表、クレーム対応、地方自治法、危機管理、モチベーション開発、女性職員マインドセット、チームビルディング、アサーティブ、キャプテンシップ他 全 22 研修	123 人



③ その他の研修機関

研 修 機 関	内 容	受講者数
自治大学校	一般研修第2部、地域経営コース、新時代・公共政策コース、税務専門課程税務特別コース	4人
市町村職員中央研修所	市町村税徴収事務	1人
	財政運営事務	1人
	生活保護事務	1人
全国市町村国際文化研修所	全国地域づくり人材塾	1人
日本経営協会	地方自治体監査の基礎事務	1人
	住民税の課税事務	2人
	新地方公営企業会計制度	1人
ふくい女性財団法人	キャリア・アカデミー	2人
消防庁	国民保護・Jアラート研修会	1人
厚生労働省	市町村職員セミナー（障がい児・者への相談支援）	1人
環境省	協働とESDダイアログ	1人
日本PFI・PPP協会	公共施設更新費用問題と事業分析	2人

④ 自主研修

研 修 内 容	区 分	研修者数
坂井市を“新化”する～「シティプロモーション」へ漕ぎ出そう～	グループ	11人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の職務に対する意欲を高めて組織の活性化を図るとともに、行政ニーズに即応できる人材を育成するため、職員の勤務実績及び能力を的確に把握し、公正に評価する「新たな人事評価制度」を現在構築中で、平成25年度は保育士・教諭等の職員を対象に試行し、平成26年度は運用に向けて制度設計を行います。

## 第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成25年度）

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第44条の規定に基づき、職員の健康診断を実施するとともに、希望職員に対し各種がん検診の実施や人間ドック受診者への費用の一部助成も行っています。

なお、身体面での健康管理だけでなく、職場環境の変化や業務遂行における環境の変化等から、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっており、心理カウンセリング事業を実施することにより、職員の心身両面にわたる健康の保持に努めています。

平成25年度職員健康診断及びがん検診受診状況

種 類	受診者数	種 類	受診者数
定期健康診断	581人	胃がん検診	64人
人間ドック（1日）	99人	乳がん検診	82人
人間ドック（2日）	90人	子宮がん検診	68人
人間ドック（脳）	84人	前立腺がん検診	81人
		大腸がん検診	90人

定期健康診断受診率 96.0%

(2) 職員の福利厚生事業の状況

①共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上と職務の能率的運営に資することを目的として、病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行う「短期給付事業」、退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、制度実施のため必要な財源は職員の掛金(1/2)と使用者である市の負担金(1/2)によって賄われています。

②市における福利厚生制度に係る市の負担状況

市においては、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の福利厚生事業を「坂井市職員互助会」に付託し、慶弔互助事業(職員の会費)、福利厚生・親睦慰安事業、健康づくり・健康管理事業などを実施しています。

会員数：867 人

会員掛金額：15,749,696 円 (給料月額×0.5/100×12 ヶ月)

事業主負担金：2,903,555 円 (給料月額(H25.4 月)×0.09/100×12 ヶ月)

1 人あたりの公費負担額：3,348 円

補助対象経費に対する公費負担率：18.1%

平成 25 年度の坂井市職員互助会の事業状況は次のとおりです。

事業	主な内容	平成 25 年度実績	公費負担額	公費負担率
福利厚生 親睦慰安 事業	共通利用券制度	15,176 枚	2,903,555 円	18.1%
	福利厚生事業	720 人		
	親睦事業	189 人		
	部活動補助事業	9 部		
	全員参加型イベント	280 人		
慶弔事業	結婚祝金 20,000 円	14 件	0 円	0%
	出産祝金 10,000 円	35 件		
	死亡弔慰金 5,000 円～100,000 円	32 件		
	病気見舞金 10,000 円	19 件		
	退会者餞別 10,000 円～50,000 円	63 件		
	災害見舞金 その都度協議	0 件		

平成 26 年度においても同程度の事業を予定しています。

③公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 25 年度の公務災害の認定の状況は次のとおりです。

区分	認定件数			総合計
	負傷	疾病	計	
公務災害	4	0	4	4 件
通勤災害	0	0	0	

## 第8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づいて設置された行政委員会です。職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、必要な措置を講ずることや、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決または決定を行うことを主な仕事としています。また、職員からの苦情相談に関することも公平委員会の仕事です。

平成25年度に公平委員会に訴えられた案件は、次のとおりです。

業 務 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件